



# 松井知事、見直し意向

「命令違反3回で免職対象」

私の育成が取らざる事	余額を以て、本年(昭和三〇年)の秋に開催する予定の「第2回河原井講習会」は、元教諭の河原井義子氏の著書『元教諭の人生』を題材として、河原井氏の経験から見えてくる「たゞ」が、社会問題として注目される。河原井氏は、元教諭としての経験から、教育行政の問題を分析する立場で、その問題を解決するための提言を行っている。
50歳女性教員は「処分」	日、余額を贈り、府教育委員会は17歳の者の代育の実施率を算出する。立校の全教職員に起立しては慎重考慮が必要であると判断された。そこで「学校は首長に立つてはいけない」と指摘は当然だ。
大歴史の中学校の	余額を以て、本年(昭和三〇年)の秋に開催する予定の「第2回河原井講習会」は、元教諭の河原井義子氏の著書『元教諭の人生』を題材として、河原井氏の経験から見えてくる「たゞ」が、社会問題として注目される。河原井氏は、元教諭としての経験から、教育行政の問題を分析する立場で、その問題を解決するための提言を行っている。
50歳女性教員は「処分」	日、余額を贈り、府教育委員会は17歳の者の代育の実施率を算出する。立校の全教職員に起立しては慎重考慮が必要であると判断された。そこで「学校は首長に立つてはいけない」と指摘は当然だ。
大歴史の中学校の	余額を以て、本年(昭和三〇年)の秋に開催する予定の「第2回河原井講習会」は、元教諭の河原井義子氏の著書『元教諭の人生』を題材として、河原井氏の経験から見えてくる「たゞ」が、社会問題として注目される。河原井氏は、元教諭としての経験から、教育行政の問題を分析する立場で、その問題を解決するための提言を行っている。

# 太陽の條例案(ヒミツ)

# 「曰の丸・君が代」最高裁判決

卷之三

FF

ノイケ 家都

【不起立の評価】訴訟判決要旨  
したる件の「日丸・君が代訴  
最高裁第一小法廷が16日宣り渡  
し給与上の不利益を蒙る所のや不起立の前後の態度などに鑑  
告は裁量権の逸脱・乱用に当たら  
必要性と、処分にみる不利益の  
度のみ。懲戒処分で最も整い成  
み、学校の規律も秩序保持などの  
基盤づける具体的な事情が必要  
なるに事案の性質を踏まえた慎重  
なうが、減給以上の処分を選擇す  
るには事案の性質を踏まえた慎重  
なる考慮が必要だ。  
不起立行為は職務命令違反であ  
り、式典の秩序や雰囲気を一定程  
停職処分は一定期間の職務停止  
だ。不起立のみは相手に足り  
ない。停職処分もまた、客觀的評  
議でも妨げない。どの程度の支障  
も問題だ。  
【処分の妥当性】  
職員個人の歴史顧みじ世界観な  
どに起因するもので、積極的な妨  
害でない。物理的に式次第の進  
ども困難だ。  
【本件への当てば】  
処分は本格の一部不支給。両処分  
とともに将来の昇給にも影響があり  
処分対象は過去3年度の3回の不  
起立。積極的に式典の進行は妨害  
されず、処分の加量は原則付  
けられず、停職処分を受けた人の過去の不  
起立1回目は停職とする方針が  
減給、2回目は停職とする方針が  
うかがわれるが、一律の加重処分を  
のめ方自体が問題。各回に大  
きな差があり、停職は極めて厳し  
くする抗議じつた過度的な不作為  
を生産に配って文書訓告じつ回受  
けた。具体的な事情があり、停職  
の運営を妨げる。方針は懲戒権  
の大を改めずるか、信条を捨てらか  
手当は10%減額かわ、昇給も延滞  
しない。戒告でも屢々度り、勤勉  
の影響もあり得る。定年退職後の  
職務も受けられない。は違法と言え  
ば違法と書えない。  
【金葉誠志裁判官の補足意見】  
処分対象は、入学式での服装など、  
式典の進行を妨害してしまった。減  
給はその後の事業確認に開催する校の  
職務命令から口頭にて私の意見見  
や性的非行でも戒告にいたる例  
一方、刑事罰の対象となるもの  
再雇用の機会も事実上失う。  
【校井龍子裁判官の補足意見】  
重ねておはなさい。地方公務員  
の注意を訓告も切だ。  
【川光治裁判官の反対意見】  
が少くとも、全國的に起立の例  
で懲戒処分する地域は少ない。  
【最高裁判決述べた通り】  
は昨年の月の(日)丸・君が代訴  
職務命令から口頭にて私の意見見  
が少しも起立。  
【東京都教育委員会の処分】  
あっても教育をめぐらす教員  
は起立をしても、教員として性を失  
くさない。

【権利侵害を避けて通る】  
停職処分を受けた人は、  
國旗掲揚の妨害と引き離して、再  
起立1回目は戒告、2、3回目は  
減給、4回目は停職とする方針が  
減給、2回目は停職とする方針が  
うかがわれるが、一律の加重処分を  
のめ方自体が問題。不起立は教  
育上の言論に起因するもので、違  
法性はない。戒告でも屢々度り、勤勉  
の影響もあり得る。定年退職後の  
職務も受けられない。は違法と言え  
ば違法と書えない。  
【金葉誠志裁判官の補足意見】  
処分対象は、入学式での服装など、  
式典の進行を妨害してしまった。減  
給はその後の事業確認に開催する校の  
職務命令から口頭にて私の意見見  
や性的非行でも戒告にいたる例  
一方、刑事罰の対象となるもの  
再雇用の機会も事実上失う。  
【校井龍子裁判官の補足意見】  
重ねておはなさい。地方公務員  
の注意を訓告も切だ。  
【川光治裁判官の反対意見】  
が少くとも、全國的に起立の例  
で懲戒処分する地域は少ない。  
【最高裁判決述べた通り】  
は昨年の月の(日)丸・君が代訴  
職務命令から口頭にて私の意見見  
が少しも起立。  
【東京都教育委員会の処分】  
あっても教育をめぐらす教員  
は起立をしても、教員として性を失  
くさない。